

## 日本学術会議法人化準備委員会（第 10 回）

### 議事録

1.日時：2026 年 2 月 13 日（金）8：30～10：02

2.開催方式：オンライン

3.参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、  
川嶋 四郎、明和 政子、尾崎 紀夫、沖 大幹

#### ○光石委員長

おはようございます。定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会第 10 回を開催します。出欠について、本日は第一部の吉田部長、第三部の北川副部長がご欠席と伺っています。また、沖部長は 30 分ほど遅れるそうです。

議題 1 のガバナンスについての議論をします。これは 1 月 20 日に開催しました第 7 回における議論の続きになります。資料 1 の内部監査について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それではご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。第 7 回の本委員会におきまして一度ご議論いただきましたガバナンスについてでございます。ガバナンスについて、大きく分けて内部監査、中期的な活動計画等と自己点検評価、それから外部評価、三つに整理して、論点をご覧いただいたところでございます。内部監査については、まだご議論に入っていないかと思しますので、前回お示しした論点をそのまま示させていただいております。

具体的には、内部監査組織を置くかどうか、置く場合の組織上の位置づけをどうするか。その役割は業務の監査なのか、それ以外なのか。その際の幹事との関係。それから自己点検評価に何らかの関わりを持たせるかどうか。この 4 点でございます。

一方、計画等と、外部評価については、すでにある程度ご議論をいただきましたので、これを少しまとめさせていただいております。中期的な活動計画等につきましては、まずそれを検討するための委員会を設置することが必要ではないか、その際の構成員としては、会長、副会長、会長補佐、プラスアルファすることが良いのではないか、というご議論がございました。この委員会を、例えば課題別なのか、あるいは役員会附置とするのかといったあたりもご議論いただければと思います。それから一方で、検討にあたってボトムアップで会員の意見を組み

上げる仕組みが必要だというご意見もあったところでございます。

外部評価につきましては、存続するかどうかも含めてご議論いただいたところでございますけれども、引き続き外部評価を行うということでどうかというご意見でございました。その際に、今回、新たにやることになった自己点検評価と接続させる形で、まず活動実績に対して外部評価を行い、それを踏まえて自己点検評価書を作るということでどうかというご意見がございました。それから進め方としては、現行同様、外部有識者の方を個別に委嘱して、外部評価対応委員会などということになろうかと思えますけれども、学術会議へのヒアリング及び意見交換に基づき、外部評価を実施することをするのが良いのではないかというご意見でございました。引き続きご議論のほど、よろしく願いいたします。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。まず、内部監査について、法律上は何か決まっているわけではないという認識でよろしいでしょうか。

#### ○事務局

はい、特段の規定はございません。

#### ○光石委員長

それでは、皆さんからご意見をいただければと思います。若干頭の体操として、他の大学等でどうしてるかということと考えますと、私の前職のところでは、内部監査はどちらかといえば会計の監査が中心に行われていたと思います。参考のため、今の私の勤務先では、果たすべき業務がしっかり行われているか、及び会計監査も行われています。内部監査をしようと思うと、それなりに人員も必要と思います。もっともそれほど多い人数ではありません。いかがでしょうか。内部監査組織を置くかどうかということから、その他のところでも結構です。ご意見をいただければと思います。

#### ○磯委員

前の委員会で、監事の位置づけが非常にはっきりしたので、懸念点が割と少なくなった状態で、今回、内部監査を行う必要性はかなり薄まってきたのかなというのが私の印象です。経理に関しては事務局でも行えますし、通常の監査でも当然行うことですし、決められたことをしっかり進んでいるかというのは、別の組織で規定されているので、それほど強い必要性はない

のではというのが私の意見です。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。外部の組織というのは、運営助言委員会でしょうか。

#### ○磯委員

はい、それです。

#### ○川嶋委員

私も、基本的に磯先生のお考えに賛成です。これはまた予算との関係もあるかと思います。あまり組織が大きくなりすぎますと問題も生じ、予算も大変になるということでございます。それから、場合によりましたら、例えば内部監査で学術的な内容についての監査というような議論が出てくると、それはそれで一定の合理性があるようには見えるのですが、私は逆に問題があるような気もいたします。なぜかと言いますと、その内部監査組織を置くということ自体、実は監事によってその活動が監査されることになる可能性がございます。そうすると、もしもその内部監査機構を置いて、その機構で学術内容についての監査をしますと、その監事の監査を通じて、間接的に学術内容への介入、掣肘というものが可能になってくる可能性があるように思いました。従いまして、私は、内部監査は置かなくてもいいと思います。その代わりに、今おっしゃられましたような会計関係の問題で、これは外部資金の調達の問題にも関わると思います。それから、補助金の使途やその活用につきましては、やはりこれも事務局との密な連携を通じた業務の適正化は不可欠だと思いますし、それは、役員会が基本的に担うべきかと思います。従って、私は基本的には内部監査組織を置く必要がないと思います。

ただし、先ほどご説明いただきましたような自己点検評価の中で、そのような想定されてますような会計上の監査なんかも含めた自己点検評価に今後はならざるを得ないと思われま。現在の日本学術会議でしたら、自己点検評価の役割は限定されていますけれども、今度法人として独立しますと、結局、その法人のありよう全体についての自己点検評価になるという意味で、自己点検評価の役割がある意味で重くなると思われま。それは必然的で仕方ないと思われま。その中に会計監査的なものも入れてはどうかと思われま。

## ○光石委員長

はい、ありがとうございます。業務の内容となると、自ら設ける外部評価委員会もあり、そこで一年に1度とはいえ、監査ではないですが、ある意味では監査的なこと、助言をいただくことになると思います。外部資金が入ってきたとき、それが適正に執行されているかどうか、管理されているかどうか、そこはガバナンスとしては当然問われるところではあると思います。

他にいかがでしょうか。これだけの話ではないですが、有識者懇談会では、自浄作用と散々言われました。日比谷先生、どうでしょうか。有識者懇談会で自浄作用と言われて、色々と反論していたところです。

## ○日比谷副委員長

今から振り返ってみると、自浄作用と言われた時に、何か悪いことしてるわけではありません、と応戦したのですが、もう少しポジティブに捉えるならば、例えば意思の表出のあり方はこれでいいのかとか、今やっていることをそのまま続けていけばいいわけではなくて、いろいろな不断の見直しが必要であるという程度の意味だったのかなという感じも、しないことはないです。あの頃はひたすら防御的になってましたから。それで今行われているので、そのことは新しい組織になっても、やはり常に同じようにやっていけばいいわけではないということは、メッセージとしてあった方がいいと思います。以上です。

## ○磯委員

日比谷先生がおっしゃったように、今、憲章検討分科会でも継続的な不断の改革といった内容について議論をしていますので、まさしくそういったところは、我々のミッションとして重要かと思います。

## ○三枝委員

内部監査について参考までに、私が所属する研究所にも内部監査があるのですけれども、主な仕事、一番大きな仕事は、会計・調達が適正に行われているか、財産・物品・高額な装置の管理、施設老朽化、文書管理、最近は情報セキュリティ、個人情報の管理が適切に行われているかとか、そのあたりに時間を取られているようです。とは言っても、人員は監査室長一人と総務部のメンバーが一緒に回しているという感じなので、学術会議の活動内容ですと、あまり仕事はないのかなという気がしております。独立の部署を作るというよりは、事務局の中で、これらのところに対応する部署というか、係というか、そういうものを置くということでも足

りるのかなと思ったところでした。以上です。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。事務局から見てどうでしょうか。やはり置いておく方が安心ではないか、当面の間、設置するのでいいのではないかなど。

#### ○事務局長

はい、なかなかちょっと難しいと思っています。結構もうすでに法律の中でも、日本学術会議のいろいろなガバナンスの中でチェック機関みたいなものも相当程度入っておりますから、そういう観点から見ると、まずは法律で決められたことをしっかりと動かしてみ、その上で、我々も事務局として、当然やるべきことはやらないといけないと思っています。やはり少し不安があるなということであれば、新体制のもとでご判断いただくということもあり得るのではないかと私は思っております。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。私達は、不断の改革の努力は行う一方、そのもとで当面の間、内部監査組織は置かないということにしておきますか。当面の間も付けずに、内部監査組織は置かないと書いておきますか。

#### ○三枝委員

活動を始めてみて、必要と判断されたら置くという姿勢でも良いのかなと思いました。

#### ○川嶋委員

例えば、自己点検評価委員会が、事務局と共同して、内部監査的な機能を行うとかいうのはどうでしょうか。置かないけれども、実質的な仕事は行うということです。

#### ○光石委員長

行うという書きぶりのほうがいいかもしれません。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

#### ○日比谷副委員長

一つだけよろしいですか。磯先生に質問ですが、憲章に不断の改革といったことを謳うのは大変に美しい文言ではあるのですが、それをどこでするだとか、どういう風にするかというのは、今の段階で何か議論されているでしょうか。

#### ○磯委員

非常に重要なご質問です。どの組織が行うかというのは、憲章の中ではそこまで謳う必要がないかと思しますので、特にそこは明記していません。もし必要でしたら、議論したいと思います。

#### ○日比谷副委員長

憲章に明記する必要はさすがにないと思いますが、言いつばなしにして忘れてやってない、とならないように、どこでするかはどこかの段階で考えた方がいいと思います。憲章の内容としてはそれで結構ですけど。

#### ○光石委員長

先程事務局長も言われましたように、法律で書いてあるところでも拘束が多く、チェック機能は働くようにはなっているので、自己点検評価と事務局で協力して内部監査機能を果たすということでしょうか。

③について、何らかの役割分担を行うかということについて、監事はさらに上に立って、外からすべてを見るという形になると思いますので、役割分担は所詮できないのではないかと私は思います。どうでしょうか。

#### ○川嶋委員

私もそれはできないのではないかと思います。もちろん、希望としてお伝えすることは可能だとは思いますが、法的には困難ではないかと思います。それとの関係で、内閣府令でこの監事に関する規定が今作成されているのではないか、作成中だと思うのですが、もしもそのあたりの情報をご存知でしたら、教えていただきたいです。いかがでしょうか。

#### ○事務局

はい、今、内閣府において作業中であると聞いておまして、まだ正式な協議等は来ておりません。もし来ましたら、これまでも申し上げている通り、本委員会でもご説明し、ご議論を

いただければと思っております。

#### ○光石委員長

内部監査については以上でよろしいでしょうか。もちろん後からでも何か付け加えることがあれば発言いただければと思います。

それでは、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、外部評価について何か追加のご意見等ありますでしょうか。今、資料では会長補佐となっておりますが、会長特別補佐でしょうか。

#### ○川嶋委員

大変申し訳ないですけれども、もう一度、この年度計画と、それから中期的な活動計画の始期とといいますか、いつ決めて、いつ発効して、それをいつまでに成し遂げないといけないのか。以前図表をいただいて、今日も参考資料に入っています。それとの関係で確か、年度計画のこの年度というのは、いわゆる4月1日から始まる年度と考えてよろしいでしょうか。私が心配しているのは、会員の任期が10月1日から始まるということで、6ヶ月間のタイムラグが生じます。その6ヶ月間のタイムラグをどう考えるかということが課題になるかと思います。ただ、これは幸か不幸か、会員の候補者は、あらかじめ決まっておりますので、そういう面では、手当の問題等は微妙かと思っておりますけれども、実質的な活動は10月1日が始まる前からできるとは思います。ただ、そういうような事実上の問題と、法的に任期が始まる、その後の活動と、そのような活動に、どのような期間、この中期的な活動計画と、それぞれの年度計画がかぶってくるのか、この関係について、もしよろしければ、事務局の方から教えていただければと思います。

#### ○光石委員長

後で事務局から説明いただければと思いますが、参考資料1で左下の参考と書いてある、計画・評価に関する中長期的な予定に比較的正確に書かれていると思います。事務局もう一度説明をお願いしますでしょうか。

#### ○事務局

はい、ご説明させていただきます。この計画は、ここに書いてある通り、年度単位で作られるものでございますけれども、法律上経過措置が行われておりまして、最初の計画、これは中期的なものも、年度計画もということでございますけれども、令和9年、つまり来年の4月1

日に始まる事業年度、ここで言うならば、2027年度ということになろうかと思えますけれども、そこからスタートする6年と1年の計画ということになります。ですので、確かに10月にスタートする会員の任期とはずれた形で、今後も動いていくことになると思えます。

#### ○光石委員長

図の真中の濃い緑のところ、中期的な活動計画は2027年度から6年間のものを作り、年度計画も同様で、2027年度から年度計画を作り、評価はその次の年、2028年度からになります。この評価は何の評価になりますか。

#### ○事務局

自己点検評価です。年度計画に基づいて、毎年度行う自己点検評価ということになります。ですので、27年の4月1日からスタートする年度計画であり、中期的な活動計画ということになりますので、その決定自体は2026年度末、おそらく2027年の3月頃に開催されるであろう総会において、決定いただくということになるのかと思えます。

#### ○光石委員長

2月から3月に1日の期間で開催する総会において中期的な活動計画が決定されますので、第27期が始まって、実際には半年はないと思えますが、一応半年後となります。前の期の終わり頃に決めて、次の期がスタートするよりはまだ良いのではないかと思います。今期中に議論を始めてもいいかもしれませんが、実際には27期になってから、体制が決まってからでも間に合うのではないかと思います。

#### ○川嶋委員

おそらく、この表を最初見たときに、これ年度と書いてあるから分かるのですけれども、年度が4月1日から始まるということですので、年度の、例えば上にでも年というのをつけておいてもらって、年だけではなくて、月まで上には入れておいていただいた方がよいのではないかと思います。会員にとっての分かりやすさという意味です。それと、会員の任期というのかぶせて書いておいていただくと、結局この中期的な活動計画とか年度計画の意味、意義というのがより明らかになってくるのではないかと思います。その結果、結局どういうことが生じるかという、中期的な活動計画は6年ということでしたので、これは法案の作成過程についての議論でもあったと思えますが、新たな会員を拘束することになります。3年経ったら変わ

りますので、3年経って新たに入ってくる方も結局、中期的な活動計画には拘束されるということ。それから6ヶ月だけずれることになるわけですので、そうすると一番最初に中期的な活動計画を作った人たちでない人たちが、一番最後の6ヶ月はその面倒を見るというか、執行を行うという形になる、文系の私が言うよりも、理系の数学みたいな話だと思えるのですけれども、だから、かなり実際には難しいかと思えます。どういうことかと言いますと、結局、独立性の問題です。会員が今度会員として推薦されて、承諾をされて、その承諾の中身は当然この今こういう活動が走っています、中期的な活動計画が走っていますということを明示する必要がありますとか、年度計画も結局年度ですので、10月1日から新たに入ってくる方は、その年度計画の半分には拘束というのか、実際には従わなければならないという形になります。このあたりは、非常にデリケートな問題になる可能性があるという印象を持ちました。以前もそういうことは、総会で発言させていただいたとは思いますが、感想です。

#### ○光石委員長

はい、期の最後の6ヶ月に決めたものを次の6年間実施するよりは、まだ良いかもしれません。

#### ○川嶋委員

それはそうですね。

#### ○光石委員長

この図の右下の濃いオレンジは何を意味していますか。

#### ○事務局

自己点検評価は基本的には毎年度のものについて行うという、これが薄いオレンジの方です。中期的な活動計画終了の前の年度、及びその終了年度については、この中期的な活動全体を見た評価も行いなさいということが法律で決まっておりますので、そのことを意味しているものでございます。

#### ○光石委員長

はい、これは、例えば、4月の総会の時に、半数の方は26-27期の方いらっしゃいますので、説明しておく方がいいですね。

27期にいらっしゃる方は、今のアクションプランのような中期的な活動計画を作り、半年間試して、さらにブラッシュアップしたものを中期的な活動計画としていただくといいかもしれません。

#### ○川嶋委員

さっき私は、独立性の関係でかなり疑問があるというような話もしましたが、それはそれとして、日本学術会議がこういう方向でこういうことをこれから考えているという、その承継性という意味では、私は中期的な活動計画も、悪くはないのではないかと思います。ただ、今会長おっしゃられたように、やはりそのアクションプランというような形で、皆さんが、共同してやっていくような、そういう環境づくりというのか、あるいはその説明責任というのか、そういう責任はかなり増すのではないかとはい思いました。

#### ○三枝委員

中期的な活動計画については、毎年変えるのは良くないと思うので、必要に応じて、例えば、3年めどに見直しをかけることができるように、次の期の人が少し修正できるように作っておけば良いのではないかとはい思いました。

それから年度計画は、これは学術会議であれば必ずやるだろうということをシンプルに書いておくだけにするのがいいだろうと聞いております。例えば2027年度であれば、次の会員・連携会員の選考方針を決めるとか、2028年度であれば、次の会員・連携会員の選考を行うとか、そういう3年間の中で必ずやるものをシンプルに書いておく計画にするのが良いのではないかとはい思いました。以上です。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。中期的な活動計画は、法律上ではどこかで了承されるものとなっていますか。事務局、どうでしょうか。

#### ○事務局

はい、中期的な活動計画については、最終的には総会の決議ということが法律で決まっております。ただ、それを定めようとするときには、日本学術会議評価委員会、内閣府の評価委員会ですけれども、この意見を聞かなければならないという規定がございます。

#### ○光石委員長

したがって、三枝先生が先程言われたみたいに途中で多少変更というのも、評価委員会が OK すれば可能ではないかと思えます。あまり変えるのは良くないでしょうが、少しくらい変えるのは可能かもしれません。

#### ○事務局

法律にも、変更についての規定がございまして、手続きは作成する時と同様でございます。作成する時と変更する時で同様の手続き、つまり評価委員会の意見を聞いて総会で決めるという事です。

#### ○川嶋委員

実は私も同じことを申し上げようと思っていました。法律上、変更の規定がございまして、その変更の規定を使うということは考えられるかと思えます。ただし、総会が開かれる回数というのも限られておりますので、三枝先生がおっしゃられたような、柔軟な形で、オープンな形で書いておくというのは大事かなと思えました。

#### ○光石委員長

はい、文量について、大学、研究開発法人、独法のようにそれほど細かいものでなくてよいと言われております。

#### ○磯委員

基本的に、2026年の10月から2027年4月まで時間があるので、会長、副会長、そして会長特別補佐で練ったとしても、どこかで臨時総会を開く可能性もあるのではないかと思います。ボトムアップで意見を聞きながら、最終的に2027年の4月の総会に議題として挙げるという形はできますよね。そこを確認したいです。

#### ○光石委員長

はい、実際には半年もありません。2月か3月に決めるとなると、10月から次の年の1月の4ヶ月程度で決めないといけない、案を作らないといけないと思えます。臨時総会を開いてもいいですし、意見交換会も効果的かもしれません。本音の意見は意見交換会の方が出せるかもしれません。

○磯委員

はい、了解しました。

○光石委員長

他にはいかがでしょうか。事務局、次はどここの議論になりますか。

○事務局

はい、この資料1での議論が終了ということでしたら、資料2の方針案について、引き続き議論をいただくことを予定しております。具体的には、前回ちょっとだけご議論いただいた6番の委員会と7番の事務局について、まずご議論いただければと思っております。

○光石委員長

議題2の法人化準備委員会の方針案について、これは、前回の2月4日に開催された第9回の議論の続きになります。

○事務局

前回、6番と7番についてちょっとご議論に入ったところで終わってしまったと承知しておりますので、引き続きご議論をいただければと思っておりますが、その前に、1番から7番について、前回のご議論を踏まえて修正したところをご報告します。

4番の役員会について、監事の出席の部分です。前半部分、オブザーバーが参加できるというところは変わってないですけれども、発言については、監事の業務に必要な質問を行うことができると修正させていただいております。それからもう一箇所、7番について、今回ご議論いただく事務局の部分です。これまで文言の適正化等について助言することができるようになったところを、補佐に修正をいたしております。修正点は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。6番の途中までということでしたが、意見をかいつまんで説明いただくことはできますでしょうか。

○事務局

はい、改めてご説明したほうがよろしいですか。6番の委員会については、まさに意見交換

会でも時間を使ってご議論をいただいた部分でございまして、たくさんご意見をいただいております。もともとの案としては、基本的に大きくは変えないけれども、ここに書いてある通り、ある程度確立した分野を分野別に加えるとか、課題別については、一部防災などについては継続するであるとか、先ほど出てまいりました、ガバナンスに係る委員会を置いてはどうかというような案を示したところでございます。

意見は繰り返しになりますので、端折って申し上げますけれども、分野別は、新たに何か減らすとかいうような話はなかったかと思っておりますけれども、新興分野から追加してはどうかというようなご意見。それから、特に分野横断的な課題については、これは課題別で対応する、あるいは分野別の中で、例えば合同会議で対応すると、具体的に、ジェンダー、教育、健康危機管理等々、たくさんの方についてご提案があったところでございます。分科会については、ゼロから毎回立ち上げるということではなくて、やはり連続性が必要であるというご意見がございました。一方で、ちゃんとチェックする仕組み、つまり活動をしてないような分科会等をチェックする仕組みが必要ではないかというご意見があったところでございます。その他組織体制については、社会要請が強い分野についての重点的な予算・人の配分をしてどうかというご意見、それから個別の分野について、一々申し上げませんが、具体的にたくさんの方について、何らかの形で、委員会なり分科会を置いてはどうかというご意見があったところでございます。その他として、シンポジウムや意思の表出について、もっと情報共有をすべきであるというご意見がございました。

事務局の方は、もうまさに、今回修正されました助言のところについて、補佐あるいは情報提供といったご意見と、その意思の表出の具体的なところにする客観性というところについて意見を言うことについてのご意見がございました。一方で事務局をリスペクトしなければいけないというご意見もあったということ。それから、専門人材がやはり大事であるということで、具体的に企画とか広報、国際連携、ITなどの専門職が大事であるというご意見があったところでございます。以上でございます。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。委員会について、ここに参加している皆様方から、周りの意見を紹介いただくのも良いと思います。今度は、会員が期の始まる前に決まりますので、委員会についても、例えば、10月から始まる委員会を、何を立ち上げて何はやらないのかという、今期において三枝先生にやっていただいた機能を、国際委員会と同様に、10月が始まる前から実施することもできるかもしれません。

いかがでしょうか。継続が必要なものは継続する。一方で、開催されていない分科会は、やらないという判断も少し早めにはできるかもしれません。

意見交換会での意見をもう一度見ていただき、皆さんの周りでの意見、あるいは本人の意見も結構ですので紹介いただければと思います。

#### ○明和委員

一点、質問させていただきたいことがあります。分野別委員会について、です。この分野の分け方というのは、日本学術会議が発足して以降変わっていないのか、あるいは変わる時期があったとしたら、それはいつ頃だったのかを、わかる範囲で教えていただけるでしょうか。

#### ○光石委員長

今、30の分野ということがどこかに書かれていると思います。事務局、わかりますか。

#### ○事務局

分野別委員会に何を置くかというのについては、日本学術会議細則の別表において決められております。歴史的経緯というのまではちょっとすぐ出てこないですけども、ずっとこのままということはなかったのではないかと思います。すいません、手元に資料ございませんので。

#### ○光石委員長

ちなみに、その別表はいつの日付になっていますでしょうか。

#### ○事務局

細則自体は平成17年に作られたものでございますけれども、随時改正を重ねておりまして、令和5年にも改正されていますが、いつどの規定をどこで変えたかというのは、すぐ出てきませんので、この30がいつ確定したものかというのは申し訳ないですが、すぐには出てまいりません。

#### ○明和委員

ありがとうございます。ここで発言させていただくのが妥当かどうかは分かりませんが、これまでの何十年という時間の経過において、分野の主要ディシプリンがかなり変わっ

てきている分野の一つが心理学だと思います。心理学というと、日本では人文学、文学部に所属しているところ始まっているのですけれども、今は心理科学として自然科学のアプローチから心理学を深化させていくスタイルがかなり主流になってきています。例えば、心理学・教育学委員会についていえば、一つのくくりになっていることで例えばシンポジウム等の主旨やアプローチへの合意が難しいとか、共通項が見出し難いという再考すべき課題も目立ってきています。今後、新興領域において委員会を作っていくというような話もありました。この好機を会員、連携会員の先生方がどんなふうにも生かしていくことができるのか、を考えています。これは各分野によって事情が異なると思いますので、一律に何かを決めていただきたいということではないのですが、ディシプリンがずいぶん変わってきている分野もあるということをお含みいただければありがたいです。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。仮に 30 ある分野の中で、やるべきことというのは当然時代とともにある程度変わってきていると思います。その中で、例えば、先ほどの教育学と心理学等があって、今はひとくくりになっているが、別の委員会にしてはどうかというご意見と違ってよろしいでしょうか。

#### ○明和委員

新興領域を軸とする新たな委員会が立ち上がるのであれば、それを生かしていくという手もあるかと思えます。既存の分野別委員会の数を増やしていく方向で手を挙げていいのかどうか分かりませんので、この点についてご意見をお伺いできれば幸いです。

#### ○光石委員長

今は、特段何か決められたルールがあるわけではないと私は思っています。したがって、色々な話はその部の中だけで閉じるものではないと思います。しかし、先程の提案ですと、例えば、第一部の中で比較的關係が濃いのであれば、そこから上げていただくのが良いと思います。

今、新興分野、分野横断、セクション 4 と言っているところは、どちらかといえば分野をまたがるような、分野横断的なものがメインになっています。それに限るものではありません。

### ○磯委員

私の理解でも画像診断とか、生化学的なマーカーとか、古典的な心理学とは異なる分野が出てきているので、そういう意味で新興分野の委員会として新しく分科会を立ち上げることに、妥当性があるのではないかと思います。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。昨日、未来の学術振興構想の分科会がありました。もちろんトップダウンの分野横断、セクション4というものもありますが、未来の学術振興構想の中で、分野横断の提案を歓迎しますと言っていますので、分野横断のグランドビジョンも参考になります、ということをお伝えしたところです。

### ○川嶋委員

今この別表第三を拝見しているのですけれども、これをパッと見ました時に何を感じたかと言いますと、これ、第一部、第二部、第三部それぞれ全部10個ずつ委員会が設けられています。これは三部制をとっているということもありますし、かなりこれを考えられた時に平等性とか公平性みたいなものを形式的に目的とされたのではないかという感じもいたします。その立法趣旨はわかりません。なぜこのように、それぞれきちんとうまく、この科学の領域で、ちょうど第一部、第二部、第三部、10個ずつとなったのかはよくわかりませんが、新しい27期以降は、第一部、第二部、第三部がほぼ均等という人数の数さえ揃えば、この中の分野別委員会の委員会の数というのは、それほど、平等性を追求しなくてもいいのではないかと思います。その関係では、例えば、経済とか経営とかいうのも、人数が非常に少ない委員会もございますし、任命拒否もございましたので、それで少なくなったという委員会もございますので、この27期を一つの契機として、この委員会の数を見直すということを考えていいのではないかと思います。もう少し实际的に、現在の科学の、個々の領域の動向に従った、機能的な委員会、これは機能別委員会という意味ではないですけれども、動ける委員会を作るというのは大事かと思えます。

### ○光石委員長

はい、以前にもこの委員会で説明があったと思います。それぞれの委員会がどこかの部に所属するという形で決められているのではないかと思います。今、チャットで、第一部は10、第二部が9、第三部が11となっていると書かれていますが、環境学は今実際には3つの

部に所属するようになってきていると思います。

#### ○磯委員

第二部での実情は9です。この表に下に書いてあります環境学委員会は部横断で第一部、第二部、第三部の先生で構成することは、以前の期の幹事会で規定されたと思います。ですから、川嶋先生がおっしゃるように、必ずしも委員会の数をそれぞれ第一部、第二部、第三部で同数にしているわけではなく、その辺りは柔軟に対応できるかと思います。

#### ○川嶋委員

情報学委員会もそんな感じですね。ありがとうございます。

#### ○光石委員長

実際にメンバーも、結構他の部の方も入っているのではないのでしょうか。

#### ○尾崎委員

私はいくつかの委員会に所属しておりますが、例えば「脳とこころ分科会」には心理学専門の方も多く参加されています。また、私たちが共に活動している神経科学（ニューロサイエンス）の分科会も同様です。先ほどお話にあったような、バイオロジカルな視点を持つ心理学の方々は、こうした分野にかなり深く関わっていらっしゃいます。

第二部に属する「脳とこころ」は、委員会組織としては臨床医学の枠組みに入っています。臨床医学というと、一般的には精神科、神経内科、脳外科などが想起されがちですが、実際には非常に幅広い分野を内包しています。心理学の方だけでなく、基礎医学や情報系の専門家も加わっており、実態としてはかなり分野横断的な組織です。

一方で、同じ臨床医学の中でも、特定の診療科に特化した委員会もあります。例えば、感覚器分科会などは耳鼻科と眼科の専門家のみで構成されており、組織としての性質が大きく異なります。このように、分科会ごとの成り立ちや特性の違いを考慮して議論を進める必要があると考えています。

#### ○光石委員長

そもそも日本学術会議は、単独の学協会ではできないようなことではないアクションをすることが求められています。そこに私達の意義がありますので、特定の分野に固まっているような委

員会は、実際には活動しにくいと思います。

#### ○尾崎委員

おっしゃる通りです。これも繰り返しの説明となり恐縮ですが、第25期の際に分科会の人数制限に関する議論が盛んに行われました。ご記憶の通り、その中で第二部の「脳とこころ分科会」が、構成人数の多さを理由に議論の対象となりました。

「人数が多いこと自体が問題ではないか」という論調でやり玉に挙げられた形ですが、実態としては、むしろ第一部（人文・社会科学）や第三部（理学・工学）の会員も参画する極めて横断的な組織であったため、そこが否定的な評価を受けてしまうことへの強い危機感がありました。現在はその懸念は払拭された建前にはなっていますが、組織の肥大化に対する風当たりや、分野横断的な組織ゆえの理解の得にくさといった懸念点は、依然としてくすぶっていると感じています。以上です。

#### ○光石委員長

はい、前期から申し送りでも分科会等の人数制限があったのですが、数だけで形式的に制限するのは適当ではないと思い、私は今期が始まる時に少し制限を緩めました。

#### ○尾崎委員

ただ、そうした「実態を重視する柔軟な運用」という考え方は、組織内にはまだ十分に浸透していないのが現状です。

#### ○三枝委員

1月の会員意見交換会のブレイクアウトディスカッションをやる時に、分野の近い分野別委員会の方々に小さいグループに集まっていただいて、27期以降もこの分野別委員会の構成でいいかどうか意見交換してくださいというお話をし始めたはずでございました。もしできるのであれば、各分野別委員会で話し合っていて、例えば、4月の総会ぐらいまでに新しい分野別委員会が必要であるとか、これは統合して新しい委員会を作る必要があるとか、そういう話を出してもらえれば、いいタイミングだと思うという話をさせてもらったつもりです。それで今、明和先生のように色々なご意見が出てるところだと思いますが、離れた分野から、この委員会はこちらの方がいいというふうに、外から意見を出すのはなかなか難しいので、その分野別委員会及びその周辺にいる方々から、新しいニーズに合わせてこうする必要があると言っていたのがとても重要かと思っております。誰かが、外から、あるいは幹事会メンバーで話し合

って調整するというのは難しいかなと思うので、できれば委員会、分科会をやってらっしゃる方々の方から発案してくれるといいのかなと思いました。

もう一つは、今、事務局の方々も、分野別委員会は第一部、第二部、第三部のそれぞれの担当の方がついてサポートしてくださっていますけれども、私としてはぜひ次は、あまり第一部の担当委員会、第二部の担当委員会というふうに分けずに、支援していただける係も一緒にしていただく、一、二、三の垣根をなくしていただくといいかと思っております。なぜそう思うかと言いますと、例えば各委員会から上がってくる意思の表出なども、査読システムもやるたびに、部を超えた合同分科会とか合同委員会の査読が上がってくると、一部の査読に二部と三部が続くという、分野横断的であればあるほど、時間がかかるシステムになっているような感じがします。そのあたり、今、磯先生も、改善しようとしてくださっているとありますが、今は第一部、第二部、第三部のグループがありますけれども、できればこの垣根は低くするという方向にできればいいなと思っています。

#### ○川嶋委員

先生方のご意見ごもっともだと思います。それで、非常に形式的なことで申し訳ないですけども、おそらくこの別表三の書き方にもやや疑問があるのではないかと思います。つまり、これだとまさにその第一部、第二部、第三部が平等にそれぞれ十個ずつの委員会を持っているように見えてしまいます。もしも今度、立法技術的にどう考えるかという、先生方のご意見を反映させるとしたら、縦一列に委員会名と書いて、その下に委員会をずっと並べると。それが30個になろうと、31個になろうと32個になろうと、それは別に構わない。要するに、その第一部、第二部、第三部の所属会員の数がほぼ均等になるような形にすればいいというだけの話ではないかと思います。従いまして、もしも規則の改正ということでしたら、この細則の別表の表し方、表現の仕方も変えていいのではないかと思います。

#### ○明和委員

いろいろなご意見いただいてありがとうございます。三枝先生のご指摘、本当にそうだなと思います。第三者的な立場から、こうした分野が今は必要だと言っただけのことで、エモーショナルな側面を抑えながらよりよい改革を推し進めることが可能となると感じます。もうひとつ、尾崎先生のご発言について思ったところがあります。私も脳科学を専門としておりますのでよく理解できるつもりですが、当該分野の委員会の存在意義がこの分野ではやや希薄になってきている気がします。連携会員の先生方は、分科会に所属されることによって第二部、

第三部の先生方とともに学術の議論にコミットいただけるという流れがあるのですが、そうになると、心理学というディシプリンをベースとしていても、心理学・教育学委員会に帰属するという意識が小さくなっていく気がします。何のための委員会なのかという点です。ここが、今はあまり機能していない気がいたします。ですので、連携会員、会員も含めて、分科会ではなく委員会に所属することによって目指すビジョンや機能、何のために委員会に所属するのか、という点は、分科会活動とは分けて考えなければいけないように感じています。

もうひとつ、この機会をいただいたので発言させていただきます。私、やはり AI がこれだけ人類の環境を変えていく流れのなかで、対物への AI 活用ではなく、対人への AI 活用についてはかなり難しい時代を迎えたと思っています。そういった中で、AI 情報学と、心理学の融合は避けては通れない。とくに心理科学の専門性からは、情報がこれだけ人々の脳と心に作用すると次にどのような精神的問題が生じうるかという予測が重要になってきます。これからの若い世代の先生方が、学術会議に積極的にコミットいただくためには、社会から期待される機能を見据えた分野別委員会として見直していくことも必要ではないか、と個人的には思います。

#### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。前々から、いつも私が言ってますように、この第一部、第二部、第三部という部や、委員会はディシプリンベースで分けている、成り立っていると思います。実際の議論、研究、解決すべき課題は、境界領域や融合領域の方がよほど多いです。したがって、例えば、会員の推薦、今期は連携会員の推薦はできませんが、これは、研究領域を混ぜて作る方がいいとも思います。しかしながら、委員会をたくさん作っていいかという点、それも適当とは思えません。以前の議論で、課題別委員会などで上がってきたもので、ある程度確立したものを検討してはどうかということを書いていたわけです。

#### ○事務局

先ほどの明和先生のご質問でございますけれども、平成 17 年の制定当時の細則の案を確認してみたのですが、別表第三については、その当ても 30 委員会で変わっておりません。ただ、名称がいくつか変わっておりまして、例えば言語・文学委員会が、当時は語学・文学委員会であったりとか、統合生物学が応用生物学であったりとかという変更点はありますが、基本的な構成は平成 17 年当時から少なくとも変わっていないということかと思います。

#### ○光石委員長

AI やデータが非常に重要になってきており、例えば、情報学委員会に量子も議論してほしいとお願いしていると、過負荷になっているかもしれません。しかし、情報学委員会から、例えば、AI を別に移したら、情報学委員会がかえって困る可能性もあり、その辺りをどう考えるか、人数を増やすということはもちろん考えられますが、どうするのがいいでしょうか。

### ○尾崎委員

今、明和先生から重要なコメントをいただきました。おっしゃる通り、臨床医学委員会などの先生方も、ご自身の基盤となる委員会への帰属意識は当然お持ちだと思います。その一方で、先端的な議論を行う「脳とこころ分科会」のような場では、情報学、心理学、看護学など、多様な専門家を歓迎する分野横断的な姿勢が不可欠です。

私が把握している範囲でも、「脳とこころ」に参画されている第一部の心理学の先生方は、同時に心理学・教育学委員会の分科会にも所属し、両方の役割を兼ね備えていらっしゃいます。このような二面性を維持し、分野横断的な視点を取り入れつつも、組織の基盤である委員会への帰属意識を両立させるべきです。そのための「委員会の見直し」は、まさに今、必要な議論であると私も確信しております。

### ○光石委員長

今、分野別委員会は別表になっていますが、課題別委員会も表にしてまとめると、もう少しわかりやすいかもしれません。課題別もトップダウンにできるところと、ボトムアップ的に出していただく方がいいテーマがあると思います。今の期はどちらかといえば、トップダウンにあたるものが多いと思います。フォーラムやシンポジウムを見ると、ボトムアップも大変に重要と思いました。

少し個別になりますが、もし心理学と教育学を別々の委員会にされることを検討されるのであれば、この法人化のタイミングというのはいいかもかもしれませんので、ご検討いただければと思います。

先日の意見交換会では、具体的に特にどの委員会かということあまり出てきてはいないです。もう少しエンカレッジするように話をするということは可能ではあります。

### ○沖委員

第三部は議論の中で、分野別委員会について、特段変更を要しないという皆さんの合意でした。

名前も変えなくていいですかと尋ねましても、名前も変えませんというのがほとんどでありました。今の議論を聞いていて、こういう議論こそ、本当はもっと、この法人化準備委員会だけではなくて、広く会員間でやるといいと思います。というのも、科学という言葉は分類するという意味で、分けていって、今こういう風になっているというのの分け方を変えようという話ですし、まさに学術のあり方そのものの議論なので。別途考えると、例えば第三部も理学系、工学系というのも本当はあつたりします。でも、その工学系の中でも、あるいはその手段ということで言うと、力学、材料力学、流体力学なんて本当は共通しているけれども、機械のための流体力学と、土木工学のための流体力学では違うし、材料工学のための化学と総合工学のための化学は違うとか、化学委員会の化学はもっと違うとか。やはりそういう文脈をお互い理解するためにも議論するのが大事であって、やはりそれこそがまさに日本学術会議かなど、今お話を聞きながら思っていました。

その委員会の数よりも、やはり先ほど、尾崎先生の話で多すぎる委員会という話がありました。人数が多いからといって必ずしも悪いとは申しませんが、30名の参加者がいる会議が活発に意見交換ができるかという点、そんなことは絶対考えられないわけで。やはり議論するのに適正な人数でオーガナイズするというのが必要ではないかと僕は思います。僕も40、50名参加するような学術会議の委員会、昔あったのですけれども、1人1分喋ったらもう終わるな、とかいう会議はやはり出てしょうがないので、10人、まさに今日のメンバーぐらいだと、2時間あればいろいろ思うこともあるし、他人の意見を聞いて、自分の意見をまとめて、またフィードバックかけるということができるという意味では少ない人数にしていく。でも少ない人数にすると今度、多様性に欠けるというので、今ぐらいの人数になっているのではないかと思います。

あと、三枝副会長の、第一部、第二部、第三部取っ払ってというのは、そうかもしれないなと思いつつ、ビューロクラシーという、階層構造を持った組織運営のやり方は、人類の大事な発明の一つだと思っています。そうでないとやはり事務的なこと、あるいは意思決定というのがうまく処理できないのではないかと思います。なので、いい面もあれば、そう言われて形式的になくしても、結局何々担当みたいのを置いて、同じことになって、それがまさに見えにくくなって、意思疎通が逆に難しくなるのではないかと考えました。

## ○光石委員長

防災・減災を委員会として作ってはどうかという話もありますが、そうすると沖先生に近いようなところ、土木工学、建築学の重要テーマが抜けてしまうような話になり、あまり良くな

いのではないかという話もあります。

会議の人数は7人ぐらいがいいというのをどこかで読んだことがあります。外に出ると7人の敵がいると言われていますが、本当はもっとたくさんいますが、7人くらいまでしか認識できないという話もあります。

### ○磯委員

委員会の中には分科会がありますが、三枝先生ができるだけ横断型で色々な委員会に入ってくださいというメッセージを出された時に、特に新たに会員になった人にとってはなかなか全体像がつかめない。そのため一つのアイデアですが。来期に向けて、すべての委員会を並べて、その下に樹形図のように分科会を置き、その分科会に通し番号をつけて、ある分科会は他の何番の分科会と関係・連携があるかを、①の分科会の横のところに②、⑨、⑮などと書いていくといった樹形図を作り会員に周知することで、当該分科会が何をするとということがわかり、手が上がる会員も多くなるのではないかと思います。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。今、確かに、新しいメンバーには全貌が見えにくいと思います。

### ○川嶋委員

今日は多分いらっしゃってないので、ちょっと誰かが言わないといけないかと思ったのですが、前回の意見交換会の時に、第一部では、資料の12ページだったと思いますが、社会学委員会の中に社会福祉学というのが入ってるけど、福祉の分野が非常に大きくなったので、名称の問題だと思いますけれども、社会学・社会福祉学委員会というように書いたらいいのではないかと。やはり、それぞれの部の中で、いろんな意見が出てきていると思います。従いまして、この問題というのは、こういう問題があるということ、この準備委員会から一般的に、ボールを投げられて、それぞれの部でもう一度検討するということが重要ではないかと思えます。その時に、もちろん外の目というのもありますし、部の中でも、かなり分野的に近いものもあれば、遠いものもあるということで、自由闊達な議論はできるのではないかと思います。その時にはあまり自分の専門に立ち入るなというのではなくて、オープンな形で、学術の動向を踏まえて検討されるのがいいではないかと思いました。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。資料に書かれているものだけを見ても、社会学・社会福祉学委員会としてはどうか、社会政策はどこに入れればいいか、生物多様性科学分科会を立ち上げてはどうか、食料システム・食の安全分科会というようなものはどうか、というような意見があります。また、量子は情報学だけではカバーしきれないなど。

例えば、3年という時限を切ってしまうというのも悪くはないかもしれませんが。3年経った後、もし必要であれば、延長する。いつも私が言っているのは、ずっと延長するのがいいというわけではなく、しっかりとその期で議論して、終わるものは終わるという習慣にしないといけないのではないのでしょうか。作るのに一生懸命で、その後は関知しないというケースを私の周りではよく見かけます。そこは気をつける方がいいと思います。

### ○三枝委員

まさに、各分野でどういう分科会が必要だとか、この委員会はどうした方がいいというのは多々あると思うので、ぜひ、27期以降の委員会・分科会活動はどういうふうにやるべきかということも合わせて、各委員会の周辺で意見交換をやっていただいて、場合によっては、複数の委員会合同で話し合いの機会を作るとか、年度末お忙しいのは、非常に大変だと思いますけれども、そういうことを今やっていただければ、10月以降、速やかに、こうした方がいいのではないかという方向に、委員会なり分科会なりの立ち上がりがスムーズに行くのではないかと私は思うので、次の会員推薦のタイミングで話し合うということで、適切な時期ではないかと思っております。

### ○光石委員長

はい、次の意見交換会は、次の総会の翌日でしょうか。

### ○事務局

4月の総会の次の日の土曜日を予定しております。

### ○光石委員長

4月11日ですね。

### ○事務局

はい、さようでございます。

### ○光石委員長

各部で議論されるのであれば、積極的に会員手当を使用してください。よろしく願います。

訴訟リスク、賠償責任のところについて、事務局にお願いしたいのですが、そのような保険はあるのでしょうか。昨日少し日比谷先生と話しましたが、会社や大学の経営陣はそのような保険があるという話を伺いました。この日本学術会議の会員が入れるような保険があり得るのか。とは言っても、原資がないとダメでしょう。例えば、費用はいくらくらいなのか、というのを調べていただくのがいいのではないかと思います。時間があまりないですが、もし皆さんの方からこういうこともあるというようなところについて少しご意見をいただいております。いかがでしょうか。

### ○日比谷副委員長

昨日光石先生にお話した、私が入ってるというのは、東海大学機構、国立大学機構の経営協議会かなにかに入っています。そこで入っている保険というのは国大共保険というもので、毎年毎年、それに年度ごとに加入するというので、この間なんか私が署名しなくちゃいけないものに署名したところで、あと、学校法人の理事も、外部理事の方は必ず保険には入っています。それは具体的にどれかということは今手元に資料はございませんが、情報としては私が知っているのはその二つです。

### ○光石委員長

はい、ありがとうございます。例えば、社外取締役が入っている保険というのも多分あると思いますが、その価格がいくらかは全くわかりません。そもそも日本学術会議はどのような場合に訴えられる可能性があるのでしょうか。不適切な提言を出したからといって、訴えられるのでしょうか。

### ○川嶋委員

多分おっしゃる通りだと思います。おそらく、今おっしゃられたのは、それぞれの特定の職種に関わる保険であって、日本学術会議の会員の保険というのは、これから作られるかどうかわからないですけども、非常に考えにくいのではないかともしました。

それから、責任の問題ですけども、これはいろんなことが考えられます。例えばその会員

が責任を負うといった場合、もちろん役員は役員としての責任ですけれども、役員ではない会員が責任を負うといった場合に、対外的な責任を負う場合もあれば、法人としての日本学術会議が訴えられて、その結果、責任の所在が特定の会員にあったということで、法人としての日本学術会議の方から特定の会員に求償するという事も考えられるのではないかと思います。ただ、分野によってもいろいろあるのかもわかりませんが、実際にどれだけその責任を負わなければいけない蓋然性があるのかは分かりません。これには因果関係の問題とか、いろいろ難しい問題もありますので、確率的には低いのではないかと思います。

ただ一つ、非常に気をつけないといけないのは、要するに、訴訟の場合でしたら、必ず被告とされることになるわけです。どんな言いがかりの、権利の濫用的なものでも、訴権の濫用と言いますが、濫用的な訴えであっても、これは応訴義務というのが発生して、必ず被告にされてしまうわけです。それで、最終的に訴えが不適法として却下される、門前払いされる場合であれ、あるいはその請求が棄却される、つまりそんな請求権はないという判断をされる場合であれ、いずれにしても被告に立たされるというリスクは、私たちは自然人という意味での法人格を持ってますけれども、人間である以上避けられない面もあります。それが日本学術会議の会員になったことによって、どれだけその蓋然性が高くなるのかという問題は、またちょっと別のところにあるのではないかと思います。

今は、あくまでもその学術会議の会員として訴えられる場合ですけれども、そうではなくて、例えば、それとは別の、職務外の活動で訴えられるということは、これ普通にあり得る話だと思われまので、このあたりは非常に難しい問題があるかなと思います。ただ気をつけないといけないのは、結局、普通の公務員の場合でしたら、先ほど申し上げた法人から求償される、地方自治体の職員が何かやって、その結果、地方自治体に損害を与えて、それで求償される場合は、故意重過失という形で、故意に近いような重大の注意義務違反場合だけ責任を問われる、その場合にしか責任を問われないということですけど、今回の場合は故意過失で責任を問われるという形になっていますので、普通の過失、交通事故みたいなものを考えていただければいいかと思いますけれども、通常の注意義務違反、それで責任を取らされることになるという点では、ちょっと怖いかなと思います。抽象的な話で申し訳ありません。

#### ○光石委員長

ありがとうございます。この話題はこの準備委員会だけでは多分済まなく、四役、幹事会等でも検討をしたいと思います。この会議でも色々な情報を先生方からインプットしていただければと思います。

これに関する議論は尽きないですが、定刻になりました。この後、皆さん色々ご予定がおありかと思しますので、今日はここまでとします。どうもありがとうございました。